## 平成20年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時:20年9月10日

場所:特別会議室A

## (開 会)

坂本県土づくり本部副本部長 それでは、定刻になりましたので、第 1回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして ありがとうございます。私は、委員会の進行をさせていただきます坂本と申します。

ただいまから第 1回の委員会を開催します。

まず初めに、牟田県土づくり本部長がご挨拶申し上げます。

年田県土づくり本部長 本部長の牟田でございます。ことしの 5月に年度途中ではありましたが、前池田本部長の後を継ぎまして本部長を拝任いたしております。

委員の皆様方には、この間、全然ご挨拶も申し上げませんで、きょういきなりこういった委員会でご挨拶を申し上げることをまずもっておわび申し上げたいというふうに思っております。

本委員会の運営につきましては、過年度から委員の皆さん方には大変ご苦労をいただい ておりまして、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。また、この委員会だけで なくて、それぞれのお立場で、我々県土づくり本部の行政あるいは県の行政に対してご協 力、ご尽力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、我々県土づくり本部が担っております社会資本の整備につきましては、ご存じのとおり、社会の高度化、情報化、高齢化等々に伴いまして、さまざまなところからさまざまな要望、それからニーズの多様化というのが生じてきております。本来であれば、そういった県民の要望に対して一つ一つお答えしていくのが我々の役目だろうというふうに思っておりますが、ご存じのとおり、県の財政も非常に厳しい中で緊急財政改革を進行中でございます。そうした中で、我々の県土づくり本部の予算につきましても、ピークに比べると予算規模が半分以下になっているということで、我々が行う事業自体も従来にも増して選択と集中をしていただかなければならないというふうな情勢になってございます。勢いこれまで整備をしてきた社会資本、公的設備を維持していくこと、あるいは、特に県民の財産・生命の安全の確保に関すること等々がどうしても中心にならざるを得ないというような様相になってございます。

新規事業の評価に当たりましては、委員の皆さんから、さまざまな視点からご意見を賜りまして、県民に公平性、透明性、あるいはそれ以前の事業の必要性を、まあ、違う事業の必要性をどういうふうに比較するのかというのは非常に難しい部分もございますが、できるだけ県民にお示しできるような形でということで、これまでご意見を賜りながら、評

価マニュアル等に基づいてそれぞれの事業評価をしながら新規採択の予算づけを行っているところでございます。これまでもいろいろご議論いただいておりますように、必ずしも完全なものということにはなっていませんで、まだまだ課題が多いだろうというふうに思っておりますが、そこは少し走りながらということもあることをお許しいただきたいというふうに思っております。

きょうは、20年度の新規地区のマニュアルに基づいた県の評価についてご報告をさせていただくということと、特に過年度から問題になっておりました、全体の要望に対して評価を検討してどういうふうにそれを絞っていっているのかというような委員会からの課題といいますか、ご指摘がございましたので、そこら辺ももう一回、少し県民にわかりやすく情報提供できるような形で案をつくってお諮りしたいというふうに考えておりますので、最後までよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

今後とも、県土づくり行政は、非常に少ない予算で県民の満足度を上げていくという 2 つ難しい課題に対応していかなければならないということでございますので、委員の皆さん方のますますのご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、本部長としての挨拶にさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

坂本県土づくり本部副本部長 本日は、池田委員と佐藤委員が仕事のご都合ということで欠席されておりますことをご報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日は平成20年度第 1回委員会でございまして、県も 昨年度から異動によりましてメンバーが変わっております。そこで、簡単に自己紹介をい たしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中村交通政策部長 交通政策部長の中村でございます。よろしくお願いいたします。 寺田県土づくり本部副本部長 県土づくり本部の副本部長の寺田でございます。どうぞ よろしくお願いします。

小野県土づくり本部副本部長 同じく県土づくり本部の副本部長で、今度 5月からこちらのほうに来ております小野と言います。どうぞよろしくお願いします。

川原建設政策監 建設政策監の川原でございます。よろしくお願いします。

箕輪森林整備課長 森林整備課長の箕輪でございます。よろしくお願いいたします。

坂本県土づくり本部副本部長 それでは、この後の議事につきましては荒牧委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

荒牧委員長 それでは、早速ですけれども、きょうの議事に入りたいと思います。

きょうは 1番目が「公共事業新規箇所評価の取組状況について」、今、本部長からも言われましたように、この委員会で懸案としてこれまで残してきたことです。

2つありますけれども、「新規箇所評価状況について」と「新しい新規箇所評価の進め方」という 2つが提案されています。最初に、「新規箇所評価状況について」議論をしたいと思いますので、そちらのほうから事務局から説明をお願いします。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 県土づくり本部の事務局をやっていま

す中村と言います。よろしくお願いします。

まず、資料の確認をしたいと思います。資料No.1が委員の名簿となっています。それから、資料No.2が新規評価実施箇所数一覧表ということになっています。それから、資料No.2-1が平成20年度予算新規評価実施箇所総括表(整備系)となっています。それから、資料No.2-2、これは同じく(維持系)の総括表。それから資料No.3は、事前に送付しておりました資料の差しかえで、きょう席のほうに置いている分です。それから、資料No.4が新規評価マニュアルの変更についてということで、1枚めくっていただくと、資料No.4-1ということで治山事業のマニュアル変更。それから、資料No.4-2が林道事業のマニュアル変更ということ。それから、きょう追加でお配りしています資料No.4-3というふうになっています。よろしいでしょうか。

そうしたら、まず新規箇所評価の状況についてということで説明をしたいと思います。 それでは、資料No.2の実施箇所数一覧表ということで見ていただきたいと思います。これ については平成20年度の新規箇所として昨年度評価を実施した分の一覧表となっています。

1枚めくっていただきまして 1ページ目です。 1ページ目が整備系の実施箇所一覧表ということになっています。左のほうから課名、事業名、要望箇所数、それから現地機関で行いました評価の箇所数。それから一次評価の箇所数、これは本課のほうで実施した分です。二次評価箇所数、これが本部として評価した分の箇所数です。それから平成20年度の予算化の箇所数、それから事業費ごとの内訳というふうなことで整理をしております。

一番下の合計のほうの欄を見ていただきたいと思います。要望箇所数が全体で 173カ所 ございまして、現地機関で評価をした分が67カ所、本課で一次評価をやった分が67カ所、それから二次評価、本部でやった分も67カ所ということで、20年度予算化箇所数について は57カ所というようなふうになっております。要望箇所数の 173カ所につきましては、昨年度の第 4回委員会でご説明していました要望数が 206ということで報告していたと思いますけど、それは要望数でありまして、それを箇所に直すと 173カ所になるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

それで、 173カ所から評価を実施した67カ所を引きまして 106カ所があるわけなんですけど、この 106カ所につきましては、現地調査がまだ十分でなかったり、それから地元の合意形成がまだできていなかったりというようなことで、評価調書を作成するまでに至らなかった箇所だというふうなことになっております。

それから 2ページ目をお願いしたいと思います。 2ページ目が維持系の実施箇所の一覧表ということになっています。維持系といいますものは、例えば道路や橋梁の補修などの比較的簡易な工事でございます。予算につきましては、現地機関に枠で配分いたしまして、現地機関で事業箇所を決定するということになっております。というようなことで、現地機関のみの評価になっておりまして、その評価箇所が31カ所で、予算化が31カ所というようなことになっております。

それから、資料No.2-1をお願いします。資料No.2-1につきましては、整備系の実施箇所

の総括表ということで、先ほど説明しました 173カ所をすべて一覧表に整理している分で ございます。

まず 2ページ目をお願いします。まちづくり推進というようなことで 3カ所の新規箇所がありました。そのうち 1番と 2番でございますけど、 2カ所を評価しまして予算化したものでございます。 3番目につきましては、調査中というようなことで評価に至らなかったものというようなことでございます。

今までと違う点をここで説明したいと思いますけど、昨年度の委員会の中で新規箇所の 決定にかかわる透明性を県民に対してわかるようにというような指摘がございまして、今 までは 1番と 2番の評価を実施した分だけを公表していたというようなことなんですけど、 今回からは 3番ですね、評価をしていないということなんですけど、この 3番を含めて公 表していきたいというように考えております。

それから 4ページ目をお願いします。農山漁村ということですけど、海岸保全事業が 1 カ所、ため池等整備事業が 4カ所ございました。そのうち海岸保全は 1カ所、ため池等整備事業は 3カ所を評価しまして、判断はいずれも「」ということで、予算化は 4カ所になっております。 5番目のため池等整備事業・島田地区については、今調査検討中というようなことで評価に至らなかったものでございます。

それから 6ページをお願いします。農地整備ということですけど、ここも同じように、経営体育成基盤整備事業が 1カ所、それから地域水田農業再編緊急整備事業が 1カ所、それから評価に至らなかった分が経営体育成基盤整備事業 1カ所、それから基幹水利施設ストックマネジメント事業が 1カ所というようなことになっております。 1番と 2番については、判断が「 」というようなことで予算化をやっております。 3番と 4番については、調査検討中というようなことで評価に至らなかった分でございます。

それから 8ページをお願いします。河川砂防の関係です。 8ページの 1番から15番まで15カ所の評価を実施しております。事業名でいきますと、通常砂防事業が 5カ所、急傾斜地崩壊対策事業が 5カ所、それから河川局部改築事業が 5カ所、合計15カ所の評価を実施しまして、判断につきましては「」または「」というようなことで、予算化は14カ所をやっております。

予算化をしなかった 5番ですけど、これについては、通常砂防事業ということで田頭川なんですけど、これは継続地区がございまして、その分が19年度完了予定でございましたが、用地交渉の関係で19年度完了に至らなかったというようなことで、その分が20年度まで引き続き工事をせんといかんというようなことになりましたので、この分については次年度以降の新規ということで考えております。

それから16番につきましては、調査検討中というようなことで評価に至らなかったものでございます。

それから10ページをお願いします。森林整備の関係でございます。山地治山事業が 1番から14番の14カ所、それから水源地域整備事業 1カ所、地すべり防止事業 1カ所、森林環

境保全整備事業 1カ所というようなことで、この17カ所を評価しております。判断につきましては「 」か「 」というようなことで、これについてはすべて予算化をしております。

それから11ページをお願いします。18番から次ページの40番までにつきましては、現地調査がまだできていないというようなこと、それから地元の合意形成が不十分であるというようなことで、評価に至らなかったものというようなことでございます。

それから14ページをお願いします。道路の関係でございます。評価につきましては、 1番から次のページの26番の合計26カ所で実施しております。判断につきましては「」から「」までございまして、そのうち予算化した分は17カ所というようなことになっています。マニュアルに基づきますと、判断が「」の分は予算化できないというようなことになっていますので、 7番と10番については予算化を見送っております。それから 8番、9番、12番、それから次のページの24番、25番、26番につきましては、必要性、効果及び実施環境が低評価というようなこともありまして、予算の関係もございますので、その分については、ほかの地区に優先度が劣るというようなことで予算化を見送っている分でございます。

それから15ページの27番から19ページの 100番までの74地区につきましては、現地調査が未了であったり地元の合意形成が不十分であるというようなことで、事業評価に至っていないというようなことでございます。

それから21ページをお願いします。港湾事業でございますが、港湾事業については 1番から 5番までの 5カ所が候補としてあるわけなんですけど、評価を実施したのは 1番だけということになっています。これについては、一応判断は「」でありましたが、評価の段階では貨物量がどんどん伸びてきているというようなことでこの事業の必要性が高いというようなことで判断しておりましたが、評価後に貨物取扱量が減少に転じたというようなことがわかりまして、貨物取扱量を今後見極める必要があるという判断のもと、予算化を見送ったものでございます。それから 2から 5については、まだ調査が十分でないというようなことで評価に至っていないというようなことでございます。

それから資料No.2-2をお願いします。資料No.2-2は維持系の実施箇所の総括表になっています。めくっていただきまして、 2ページが道路関係分でございます。道路関係分につきましては、 3ページまでの30カ所を評価いたしまして予算化をしているということです。それから 5ページ、港湾関係でございます。これについては、 1カ所の評価をしまして予算化をやったというようなことになっております。

以上が平成20年度の新規箇所に係る昨年度の評価の報告でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料No.2、資料No.2-1、資料No.2-2、今ご説明のあったところについて、委員の皆さん方からご質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。何かありませんでしょうか。

鳥井委員 ちょっとお尋ねしていいですか。資料No.2-1の21ページ、最後のページなんですけれども、港湾のところで、先ほどのご説明では貨物のほうが思ったより減りましてというふうにおっしゃいました。どうして評価は「AAA」が、どういう基準で、いつごろこの評価というのは出たものなんですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 評価につきましては、昨年の同じような時期に評価をやっていたんですけど、その時期には統計資料に基づいて貨物の取扱量を調査したわけなんですけど、その時点では18年度までの取扱量のデータしかなくて、19年度のデータがまだ出ておりませんでした。それで、18年度までのデータを見ると右肩上がりでどんどん上がっていたんですけど、19年度の取扱量が減少に転じたというようなことで、その貨物取扱量が減少に転じた関係で予算化を見送って、事業化はちょっと先延ばしにしたというようなところでございます。

鳥井委員 ありがとうございます。

荒牧委員長 ほかにどうぞ、何かありませんか。

齋藤委員 その件でいいですか。私もちょっとその件が気になったんです。実は今おっしゃったように、 1年間の経緯を見て見送りということですけど、この経緯というのは 1年単年だけではなかなか難しい問題があると思うんですね。その辺について、ふえるところはなかなか事業の認可が下りないんですけど、減るところは 1年で減るというのはちょっといかがなものかなと思いますけど、いかがでしょうか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 貨物取扱につきましては、この後また 増加傾向になるかもしれませんので、そのときはその事業の必要性がまた出てきたという ような判断をしたいと思っていますので、そのときでまた事業化に向けてやっていきたい と思います。

齋藤委員 そうしたら、これは一応予算がつきましたけれども、見送りで、もうこれは 予算却下になるんですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 予算は初めからつけておりません。

齋藤委員 ああ、これはつけていないわけですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい。

齋藤委員 わかりました。

荒牧委員長 これはこういう形で発表されるわけでしょう、ホームページ上に。何かもう少し丁寧に、今言われたぐらいのことだったら 2行ぐらいで書けると思うけど、「平成19年度減少に転じたので20年以降見極めるため予算化見送り」とかぐらい書けばできるんじゃありませんか。もうちょっと何かこう、「AAA」とやって「」とやって「予算化見送り」とやられると、何それって、やっぱり備考を見たいですよね。そのときにやっぱり何か判断があったに違いない。だから、それをもうちょっと丁寧に、今言われたぐらいのことをお書きになれば理解するんじゃないでしょうか。

ほかにどうぞ。

古賀委員 それに関してなんですけど、それを決める場合ですね、例えば過去における数値だけで考えるのか、あるいはもっと先のことまで考えながらされたんでしょうか、それはどっちなんですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 そのときは、データからいくと右肩上がりで毎年上がってきているもので、それが続くという予想で事業化に向けて評価をしたわけなんですけど、その予想と裏腹にちょっと下がったもので、ちょっと待ったほうがいいのかなという判断です。

古賀委員 今ちょっと世界的に、サブプライムの問題からずっと景気も悪化のほうに来ていますよね、そういうような判断はなかったんですか。そこまでは何も考えておられなかったんですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい。

古賀委員 恐らくアジア地域が多いと思うんですけれども、それが減るだろうという予測とかも考えられたわけじゃないんですね。ただ数値を、下がったからということなんですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい。

古賀委員 それだけでいいのかなという気がしているんです。

中村交通政策部長 これはあれですね、国道のやつだったですね、あそこの七ツ島ので すね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい、そうです。

中村交通政策部長 ずっとやってきて、ほとんど 9割方でき上がっているところなんですけど、あと最後の部分だけちょっとやっていないところがあるんですよ。それをやるかどうか、確かに内部でもかなり議論があったんですけど、貨物量が 1年だけですけど減りまして、別の場所でも今はしのげていますので、当面はそれで支障もないので、それからやったとしてもすぐ、 1年あるいは 2年間ぐらいでできますので、ですから、短期間でこの事業自体はできるという判断があります。

荒牧委員長 ほかにありませんか。どうぞ。

川本委員 要望箇所が 173で、予算化されるのが57ですかね。それで、道路は 100%なんですね、それは何か理由がありますか。道路は 100%というか、道路が却下されたのはないみたいですが、そうじゃないんですかね。

中村交通政策部長 道路は採択率が一番悪いと思いますが。

川本委員 あっ、そうなんですか。

荒牧委員長 事業化されたのが20。

川本委員 ああ、そうなんですか。じゃ、道路が一番悪いわけですね。わかりました、 私の勘違いでした。

長委員 今のと若干関連するんですけど、要するに、要望箇所のすべてについて一応評価は、継続中というのもあって、できていないですけれども、例えば道路あたりになりま

すと、100の要望があって、そのうち26を評価したということなんですが、あと74ですかね、作業中というのがあるわけですけれども、それはどういう形で、同時並行的にされていってこの26が終わったということなのか、その評価については、おくれていることについては何らかの理由といいますか、何かそういうのがあるんですか。つまり、評価をするのに時間差があっていくわけですけど、同時並行的にやって、片一方はゴールに行って、こっちはまだ行っていないということなのか、それともその評価自体に、例えば地区ごとにやるということである程度順位があって評価されているのか、その辺ことをお聞きしたいんです。数が多くなると、何でこっちの26は決まって、あとは残っているのかと、じゃ、それなりの理由というのが何か、検討中というのはわかるんですけど。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 一応 100カ所の要望があったわけなんですけど、現地機関のほうである程度現地調査を実施しまして、やっぱり優先度が高い分をやっていくというふうなことです。

長委員 そうしますと、現地のほうでやっているかどうかが一応一つの、こちらとして は、順序としては優先順位が高くなってきてですね、それが出されないとこちらは評価に かかれないと。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 一応、現地機関からの評価に基づいて本課のほうも評価を重ねていくということにしています。

中村交通政策部長 それと、道路の場合はB/Cを出すようになっていまして、B/C を出すのにそのデータが必要なんですね。例えば交通量であるとか、その調査にお金がかかる場合もあるんです。ですから、それをきちっと予算をつけてやらないとその資料自体がつくれないという問題もある。

荒牧委員長 いやいや、中村さん、ちょっと違う。どの分にB/Cの調査をかけるかということが大事なんでしょう。だから、今26カ所にB/Cの調査をかけますというのはそこで判断しているわけです。その前の段階でこれを使ってくださいというのが我々の意図だと思うわけだから、そして公表してくれませんかと。だから、おっしゃるように、これからB/C検討だとか積算だとかというルートがあるのは理解しています。ですけど、それを、B/Cのチェックをする、すなわちお金をかけて一定程度やるというのはもう実施の段階に入っているという認識なのか。B/Cというのをもう、お金がかかるのにそれだけのことを我々がマニュアルで書いたとしたら、それはどこか間違っているんですよ、我々のマニュアルのつくり方がきっと。でしょう、だって、そこから26カ所お金をつけてB/Cの計算をする。そうすると、前の100カ所についてはあれができませんと。

中村交通政策部長 そこは説明足らずでしたが。

荒牧委員長 いやいや、ということになると、我々がつくったマニュアルが間違っているんですよ、きっと。この前からそう言っているわけ、その分ではちょっと違うんじゃないかと。

中村交通政策部長 その 100カ所というか、26カ所を引いた残りの74カ所についてもB

/ Cをやっているものもあるんですけど、ただ 100カ所分全部やるというのは無理なんで すね、それは順位をつけてやってきていると。

荒牧委員長 そうだと思うのよ、だからその前の段階で、そこまで正確でなくても構いませんから、プロだから大体わかるじゃないですか、どれくらいかって。そんな、B/C 1.32が1.33になるかどうかなんていうのは余り興味がなくて、その基本的なところをこの前から議論しているのは、我々のマニュアルが間違っているかもしれないんですよ。今、中村さんが言われたみたいなことを僕らは命じているかもしれない。非常に正確なB/Cまで出せと言っておきながら、それにお金がかかるからそこで既に判断していますと言われますと、僕が言っていたように、例えば 100カ所とって27カ所検査にかけたとか、あるいはそこをチェック、そこの部分が、僕らのつくったマニュアルが間違っているかもしれないわけ。だから、それを言ってほしいわけ。だから、今後どうするかという話のときに、今、長さんが言われたみたいに、そこが一番問題なのよ、きっと。我々の命じたものが物すごく過大なことをやっているから、それをちゃんと満たそうとすると、結局お金がかかって、やるやつしかできないというマニュアルをつくっているかもしれないわけ。それだと僕らがつくっている本意ではないということになるんだろうと思うから、長先生、後で今後どう直すかということを提案されるようですので、そのときに一緒に議論していいですか。

長委員 はい。そんなことはないです。そんなことというか...。

荒牧委員長 いえいえ、これは一番本質的な問題だと思っているんですけど。ほかにどうぞ。村田先生。

村田委員 先ほどの備考欄ですね、21ページの一番上の、「AAA」で「」なのに「見送り」になったものはもう少し丁寧に説明されたらどうですかというのがありました。これは当然ですけど、それほどはないというもの、例えば14ページの8ですと、「ABB」で「」なのに「見送り」になっているようなところはブランクになっているから、ここは口頭でご説明があったかもしれないんですけど、公表されるなら何か入れたほうがいいのかなと。その下、1つ飛んで10、「AAC」。これは「」だから、備考で説明がないならないでわかるんですけどね。8は「ABB」の「」だし、それから次の15ページを見ると25、26の辺ですかね、これも評価が「BBB」の「」だから要らないのかもしれませんけど、この辺、要るのか要らないのか、何か少しあったほうがいいような気もするんですけどね。

鳥井委員 それから、道路のところは箇所の数字を明記されているんですけど、道路はこちらのNo.2-2の表では30カ所あるんですが、この全体のところでは26カ所になっているんですよね。数字が合わないのはどうしてなんでしょうか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 資料No.2の 2ページのほうに道路は30というのが資料No.2-2に明記している分だと。

荒牧委員長 維持系ですね。

鳥井委員 ああ、こっちなんですね。

荒牧委員長 確認ですけど、これは20年新規事業というのをやったのはこの委員会で 1 回報告されていますね、これだけのものをやります、こういうふうにしますと。それについて我々委員会の側が、ほかに検討したところとかというのを発表するときに、どういうものがあってそこから選ばれたのかということをもうちょっとはっきりさせてほしいという要望を出したということでよろしいですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい。

荒牧委員長 だから 1回、箇所については、「A」の話だとか「B」の話だとか何とかの話だとかということはもう既に我々はこの委員会で議論している、よろしいですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい、そうです。

荒牧委員長 あとは、今度はこれをどういう形で公表されるかを教えていただけませんか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 公表については、資料No.2の 1ページ目、 2ページ目、それから先ほど説明しました実施箇所の総括表(整備系)、(維持系)ですね、この分についてはここに整理したものをそのままホームページのほうで公表していきたいというふうに思います。

荒牧委員長 だから、ホームページで公表されるのは、この一覧表、それからNo.2-1、2-2、これがホームページで公表されるわけですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい、そうです。

荒牧委員長 そうしたらそれについての解説編というのはもう既にでき上がっているわけですか。例えば読み方、これはどういうふうに読むのというのはもう既にホームページ上に載っていますか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 そこの解説編はちょっとまだ…。

荒牧委員長 多分こういうのは、僕が見たら、久保田町新田というのはまだ全然対象に もなっていないんだけど、私の家の横です。そうすると、それを多分見て、皆さんたちは こう見ると思うんですね、それで「AAC」とかと見るんでしょうね。そうしたら、今の 佐賀県の状況としては、もしそれでどういう評価をされたのかというのをもうちょっと詳 しく見ようと思えば、それは尋ねれば教えていただけるということでいいですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 評価した分については、個別で、こういうことで「AAA」とかになったという公表はまたリンクするようにしてつけるようになっています。

荒牧委員長 ほかに何かありませんか。

ちょっとこのままやってもわかりにくいでしょうから、できれば私たちの委員会の役割は一種の市民目線というかな、こういうプロの人たちから出されたものを市民目線で見てどうかということだから、きっとこれをどう公表しますかということですね。中身はこれでいいのかもしれないけど、それをどういう表現で公表しますというところまでおっしゃ

っていただいたほうが我々の委員会の役割になるんじゃないかなという気がするんですよ。我々はマニュアルをつくってどう使われているかということをお聞きしますけど、それが妥当であるかとか、それはおかしいんじゃないかという言い方はしません。それは決定権は皆さんにあって、我々にはありませんから。再評価の方法は、我々がだめと言ったらだめですよね。再評価で我々の委員会が合意しないと前には進まないという規則になっていると思いますけど、新規評価のことは、それはそうなっていないと。我々はマニュアルをつくって、こういう方法でおやりになったらどうですかということを提言するのが役割で、報告を聞いているんだと思うんですけど、一つだけ、先ほど言ったように、市民目線というか、県民の人が見てわかりにくければ、それについては意見を申し述べてよろしいのではないかという気がしますので、どう公表するのかというところまで、できれば教えていただければ。

言葉の使い方とかというのがなかなかわかりにくい。例えば皆さん「要望する」とお使いになりますけど、私だったら「検討する」とかという形でやりますね。なぜかというと、要望というのがだれがだれに要望したのかというのがよくわからないんですよね。県民が要望したの、という話ではなくて、多分事務所が要望したとかという話なのかもしれないけど、事務所も県だから「検討する」ぐらいでいいんじゃないかという気が私はするけど、そういう表現をわかりやすくしましょうよという話だって、いつか何か議論させてもらえればありがたいなと思いますけどね。よろしいですか。ほかにありませんか。

大体こういうのを読むかどうかというのはあれですけど、非常に市民生活に直結していますので、皆さんこれは結構読むと思いますよね。僕は地域の人たちに読めと言いますよ。どういう理由でこれはほかのところよりおくれているのかというと、まだ土地の収用がうまくいっていないとか、何かそういうことがわかるようになっているから見てくださいというふうに言うと、それはいい仕組みだと私は思っていますけど。よろしいですか。

ついでに次の、私が特に設けたんですけど、いろいろ意見を申し上げたので、次年度からはもうちょっと変えますということを提案されているようです。それを聞いてからまたもとに戻って構いませんので、ということでやりたいと思います。新しい新規事業評価のやり方についてご提案があるということですので、ご説明をお願いいたします。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 それでは、資料No.3をお願いしたいと 思います。 1枚のカラーコピーの分です。「新しい新規箇所評価の進め方」ということで、 今までのやり方と今後の新しいやり方をフロー図でまとめた分です。

前回までの委員会で、新規箇所の決定に至るまでの透明性を確保するために評価のやり 方を検討してくださいというようなご指摘がありました。それで、今回、県におきまして 検討したわけなんですけど、従来のやり方でどこが悪かったのかというようなことをちょ っと検証しましたところ、評価のスタート時点で、現地機関が評価箇所を選定する段階、 「旧」の一番上のほうなんですけど、その分で、新規箇所を選定する段階でルールが不明 確なままに評価が順次進められていたというようなことが一番の問題であったんじゃない かなというようなことで、右のほうに「新」ということで赤字で書いています。今回からは、 で今後 3カ年の新規箇所を特定していくというようなフローを一つつけ加えております。

この 3カ年の新規箇所につきましては評価マニュアルというのがありますので、その評価マニュアルで、できる項目はすべて評価を実施しまして、評価箇所を順次絞り込んでいくというようなイメージで考えております。箇所数のイメージとしては、これは本当のイメージなんですけど、 で 300ぐらいの新規箇所がありまして、その 300のうち評価マニュアルで 100ぐらいに絞り込む。それで、 の段階で 100ぐらいに絞り込んで、順次 、

と評価を実施しまして、評価箇所を順次減らしていく。それで最終的に、事業の予算枠がありますので、 の段階で大体のイメージで60ぐらいというような感じで新しい新規箇所の評価を進めていきたいというふうに考えています。

この分につきましては、新規箇所の過程をちゃんと公表していきたいというふうに考えていまして、 の 3カ年の新規箇所についてはすべてホームページのほうで公表していきたいというふうに考えています。

以上です。

荒牧委員長 何かご質問はありませんでしょうか。先ほど長先生が質問された 100カ所の分が のところに当たると思っていいですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい。

荒牧委員長 そしてそれが、この場合は、その評価マニュアルに従って評価した結果、26カ所が のところにやってきて、そこでもう一回きちっとやって、そこでまたつけ直す。そういう段階ごとのものがチェックされる、あるいは評価として公表される、それでいいですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい。

荒牧委員長という案なんですが、いかがでしょうか。

齋藤委員 初歩的な質問ですみません。例えば、この道路で 100カ所要望がありましたと、これを絞り込んで18までになりますよね、このホームページには要望があった分が 100カ所全部出るんですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 そうです。 100カ所は全部公表してい くというふうになります。

荒牧委員長 だから、ABCの「C」のついたものが出てくるわけでしょう。まだ地元合意がうまくいっていない、だけど、そのうち 2年間の間に何とかしたいという事業ですよね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 そうです。

荒牧委員長 だから、それはずっとそうやってやってこられたので、もうプロの人たちは知っているんだけど、それは、しかし、オープンにしてもらえば、まだここがネックになっているんだねとか、用地交渉がうまくいっていないとかいうのが後でわかるというこ

とでいいんじゃないですか。

齋藤委員 その市町村は力が弱いよねとか。ネット社会の中でホームページとかを見る 人たちがどんどんふえてきたじゃないですか、特に中高年が結構ふえてきて、今まではホ ームページとかを見る人は少なかったかもしれないけど、何かその辺が今後、問題提起の ベースになるような気がします。

荒牧委員長 もともとこれをつくったときに、不採択になったものも載せてくださいねと言っていたんですね。はい、そうしますとおっしゃっていたから、そうなるだろうと思っていたら、通ったものだけしか出てこない。あれは最後の予算化のところで最後までひっかかっていますけどね。だけど、一番大事なのは、結局、県土づくり本部がつくろうとしているもの、維持補修しようと思っているものをどう判断したかを県民に知らせるというのが大事だから、落ちたのも載せてくださいというのが最初のスタートだったと思うので、こういう形でおやりになっていいと思うんですけど、皆さん方、ご意見はありませんか。

中村さん、そこを教えてもらいたいの。先ほどのB/Cとか、そういうのを、例えばこれをもう少し説明してどこかホームページに載せておいてもらいたいのは、どういう流れでやるか。これは評価のところだけ書いてあるけど、大体土木事業ってどうやってやっていくのかというものの中にこれをちょっと入れていただけると、この後、積算をやりますとか、詳細積算をやってやるのはこのどこにくるのか。それから、先ほど中村さんが言われたB/Cみたいな、ちょっとお金をかけてやるところはどこで判断をしてやるのか。B/Cの詳細なものはここではまだ使わないのか、使うのか。そういうふうな流れを、もうちょっと大きなものを、次年度で構いませんので、今度やられるときまでに我々に説明していただいて、我々もそういう細かい流れをよく知らないので、またそういう目線で読ませてもらうと、先ほど中村さんが提起されたような問題の位置づけがわかるんじゃないかなという気がするんですけど、それをちょっと書いて…。これは評価のところだけを書いてあります。だけど、それ以外に全体の土木事業が流れていくプロセスというか、そういうふうなものを教えていただけると助かりますけどね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長わかりました。

荒牧委員長 これは宿題にしてくれませんか、今すぐとは言いませんけど。こういうや り方でおやりになるので私はいいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

もう一つだけ質問させてください。これは、先ほど説明がありましたように、「整備系」と言われる。この整備というのはどうも使い方が余りよくない、「新規事業系」と言ったほうがいいのかもしれませんけど。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 「新設系」ですね。

荒牧委員長 「新設系」と言うのかもしれないけど。それと、「整備」と言うと、何か維持補修のようなイメージが、言葉の使い方としては使うものだからあれですけど、いわゆる「維持補修系」と呼ばれているところはこれとはちょっと違うやり方でやるんですよ

ね。だから、そこは少し分けて、維持補修系でも今後 3カ年間の新規箇所ってつくるんで すか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 今のところ考えていないです。

荒牧委員長 ないでしょう。そうすると、維持補修系というのは、どちらかというと、 現場に任せて、現地の事務所のほうでそれを判断してやるんですよね。

寺田県土づくり本部副本部長 維持補修系というのは、要望というよりも、ここが壊れていますよという情報提供なんですよね。だから、やらないということはまずないんですよね。

荒牧委員長 それで、一つ教えてください。実は、この間、小野さんたちと一緒に、いわゆる橋梁の長寿命化委員会というのをやったわけです。そうすると、今度から、むしろそういう、いわばクリティカルなところをどこかで壊れたらやるよというレベルではなくて、もうちょっと戦略的に維持補修をかけていかなければならないという時期が来ると、そのためのデータ資料を集めていきましょうということをやっているわけですね。そうすると、維持補修のほうも、いつかの時点では、結局、県土づくり本部として戦略がどうか、戦略的な位置づけの中にあるかどうか、それから、もうちょっと違う緊急的なものであるかと、何かそういうつくり方をしていかないとまずくなってくる時期が…。

寺田県土づくり本部副本部長 ただ、橋梁とか何とか、計画的な補修できるものはいいですけど、例えばだれが交通事故を起こしたかわからないけどガードレールが曲がっていますよ、車どめブロックが飛んでいますよというところのものも入っていますから、そういうのはもう即座にしないといけないわけですね。

牟田県土づくり本部長 実は我々行政の中では、かなり複雑なシステムの中でそういう ものをひっくるめて判断をしているんですよね、絞り込んでいくまでの間に。ただ、それ を県民にどうわかりやすく伝えるかというところがうまくいっていないということだろう と思うので。

荒牧委員長 これは一つの手段ですよね、だから、その手段をうまく使う、あるいは使うように成長させるという方法でもって、結局、維持補修費が半分食うよという時代が必ず来るよと、いわゆる県土づくり本部の予算の半分を維持補修が食ってくる時期が来る。そのときになってくると、事務所ごとに判断を任せてというものではなくなって、県土づくり本部のメインの仕事がそれになるという時期が来ることを見越して、こういう維持補修だからこうだよというのは今の時点ではいいのかもしれないけど、もうちょっと何か検討をしておかれたほうが、そのうちドカッとやってくるような気もするので。

牟田県土づくり本部長 くたびれぐあいの評価をしないといけないような時代が来ると。 荒牧委員長 結局、新規はもうほとんどやれなくて、維持補修のほうに相当お金がかかってくると。とにかく現在持っている機能を維持するだけで県の予算が精いっぱいという ような時期が来ると、今度は戦略的、予防的にやらざるを得ないということもあるかもしれないので、ちょっとそこら辺のところはもう一回検討して。これは一回、新規はこれで

いいと思いますけど、あっちのほうはわかりにくいからもう一個別につくっておいてくれませんか。これも維持補修の今のものでいいと思いますけど。そうして説明して、ホームページに載せておいてもらわないと違いがわからないという形になると思いますので。

川本委員 一つ質問をいいですか。縁石とかガードレールとかを壊した場合は自分で弁償する義務があるんですね。私、今までそれを知らなかったんですけど、知り合いが雨がすごいときに縁石に乗り上げて、それでJAFの人が、それは届け出ておかないといけませんよと。後で何か問題になったときに、それは保険から出ることもありますよね。でも、私はそれまで知らなかったんですよね、ガードレールぐらいちょっと壊したところで自分の車が損したぐらいのことで。縁石に乗り上げたり、こんなにひどい雨とかになったら結構そういうこともふえるんじゃないかと思う。だから、そういう広報も結構、必ず届け出が必要とか、そういうものが多いようでしたら少し広報をする必要もあるんじゃないでしょうかね。それは当たって損したぐらいの考えしかしなかった、今までですね。

牟田県土づくり本部長 事故扱いすれば大体警察の方から言っていただくんですね。

川本委員 何かひとり相撲だと行かなくてもいいのかなと思っていたんです。

寺田県土づくり本部副本部長ひとり相撲が一番わからんですものね。

川本委員 事故になった場合は警察を通すでしょうけど。そしたら保険から出ることもありますしね。

寺田県土づくり本部副本部長 保険では普通、対物で出るからですね。

牟田県土づくり本部長 結構高いんですよね。

古賀委員 いまさっきの新しいところで、「今後 3カ年の」という限度がついていますよね、これはそれでいいんですか。例えば県の施策上必要な事業等々はわかるだろうと思うんですけど、地元の要望だとか、そういう場合に、 3カ年というのはどういう基準で決めているのかというのがちょっとわかりにくいんじゃないかという気がするんですけど、それはどうなんでしょうか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 3カ年につきましては、評価をするに当たって5年、10年先の事業まで評価をするにはちょっと材料不足の点もありますので、今後3カ年に絞らせていただいたところなんです。3カ年といえば、そういう評価マニュアルに基づいて判断する材料がおおむねあるというようなところで3カ年ということで限定をさせていただいたと。毎年ローリングしていくわけですね、1年1年。

荒牧委員長 道路だと 1年間に何十億ぐらいの 3倍ぐらいの金額のものが大体、熟度が上がった分から並んでいると思っていいですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 そういうことです。

古賀委員 そういう質問が出てくるだろうと思うんですね、そのときわかるようにしておいて...。

荒牧委員長 それがわかるように、大体こんなイメージだということで。

それで、いつか発表されるでしょうから、委員の方々に、ホームページのどこのアドレ

スのところに発表しましたということを、メールででも、あるいは封書ででも構いませんので教えていただけませんか。そうしたら、どういう形で発表されたかというのは、次年度また、もうちょっとこういうふうに改良したほうがわかりやすいんじゃありませんかという、我々はどちらかというと、県民にわかりやすく選考のプロセスが伝わるようにすることが目標ですから、どういうふうに実際に書かれたかということを見せてもらいたいので、ぜひアドレスをお持ちの方はメールででも構いませんし、封書でも構いませんので教えていただけると助かります。そうすると、そこでクリックすると、ああ、どういうふうにしてあるとか、もうちょっとここがわかりにくいなとか、いろんなことが言えると思います。素人だからこそ言えることもありますので、ぜひそういうふうに教えていただけませんか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長わかりました。

荒牧委員長 では、前に戻って、20年度の表現を、今回はちょっと途中で、過渡的な段階だけれども、骨格はこういう形で公表すると。あとは工夫していただいて、もう少しわかるように。どうやればわかるかということを少し工夫していただいて、先ほど説明されたようなことを備考欄に入れるとか、いろんなことをやって、わかりやすく公表していただきたいと思います。

こういう形で出てくると、少し皆さんたち、自分のところの近くの道路はどうなっているんだろうとか、今どういう段階にあるんだろうとかということが大体わかるし、ついでに言わせてもらうと、県内の業者さんたちは、大体こういう工事が次に来るなというのがわかるだろうし、作戦を立てられるかもしれないし、いろいろなことに公共事業が透明性を持って出されるというのは非常にいいことだと思いますので、ぜひこれをわかりやすく実施していただきたいと思います。

それではその次に、評価マニュアル自体をちょっと変えさせてくださいということが提案されているようですので、そのほうに移りたいと思います。どうぞ事務局からご説明をお願いいたします。

箕輪森林整備課長 森林整備課長の箕輪でございます。よろしくお願いいたします。

これからご議論をいただきたいのは、「新規評価マニュアルの変更について」ということでございまして、私どもの課で所管します治山事業並びに林道事業にかかわるものでございます。説明はパワーポイントと、パワーポイントはポイントだけしか記載しておりませんので、お手元の資料No.4、あと資料No.4-2というもので説明をしてまいりたいというふうに思います。

まず、治山事業にかかわります新規評価マニュアルの変更でございますが、治山事業とは、ということを簡単にご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

治山事業につきましては、森林を維持・造成して山地の災害から国民の生命財産を守る ということのほか、水の涵養とか生活環境の保全の形成を図るために森林の整備等を行う ものでございます。具体的には、山の中で災害が起きた場合、山腹と言われるような山が 崩れた場合とか、この土砂が流れて渓流にたまっていると。この左下のような写真。このような山の中で起きた災害に対して、山腹工と言われて、山の斜面をきれいに直して新しい木を植える。また、この渓流には治山ダムと言われるような、山の中に入ると背の低いダムがあるかと思うんですが、そういうダムをつくることによって土砂が流れ出るのを防ぐ、また土砂をためることによって山の斜面のさらなる崩壊を防ぐと。そして、あわせて周りの森林も整備するということによって、山地に起因する災害を防ぐというものでございます。

今回、新規評価マニュアルの変更に当たっては、最近とみに局地的な豪雨が頻発する中で、県内でも多くの箇所でこのような山地災害が発生していると。その中において重点的かつ効果的、効率的に事業を進めるという観点と、類似事業として、県の中では砂防とか地すべりという事業があるんですが、そちらの評価マニュアルとの整合性をとるというような 2つの観点で見直しを進めているところでございます。

ちょっとお手元の資料No.4の 3ページを開いていただきますと、全体の構成がこちらに書いてございます。 3ページの右側が今回の変更(案)でございまして、黄色く塗りつぶしたところが直すところ、位置づけ、必要性・効果、実施環境、それぞれについて見直しをすることとしてございます。

今申し上げましたように、左側に砂防・地すべり対策・急傾斜崩壊対策事業という現行 のものがございますが、これとの整合性を図るというような観点でも見直しをしていると ころでございます。

では、具体的な事案について説明をしてまいりたいというふうに思います。

まず位置づけでございます。資料では 5ページ目になります。位置づけにつきましては、 県の施策やその役割に対しての評価項目というのを定めているわけでございます。今回、 まず評価項目名、これについては先ほど申しました他の事業と同様の名前にするというこ とで、「土砂災害防止」という名目の名称の変更をしてございます。

また、評価指標としては、新たに「防災点検」ということで、近年被害が増大している中で重点的にどういう場所を進めていくか、復旧していくかという観点を加えてまいりたいと思います。

具体的には保安林、あとは山地災害危険地区などの法的な要件というものを具備していること。保安林というのは、水源の涵養とか土砂の崩壊防止のために重要な森林ということで国や県が指定しているものがございます。まずこういうものに指定されているということ。続いて、山地災害危険地区、これは県のほうでそういう山腹崩壊とかが起こりやすい地域というものを調査してございます。こういう危険地区に指定されていると。そのような要件がまず具備されている地域、なおかつ、そういう山の下に人家があるというところ、こういうところを積極的に事業を進めるべきという観点で、これを新たに評価項目というふうに定めてございます。

続きまして、必要性・効果の部分でございます。資料では 6ページ目になってございま

こちら必要性・効果の中では、現状・課題・効果について評価するということになって ございます。特にこの中で今回大きく見直したのは「危険度判定」ということで、先ほど は施策上の位置づけ、今回はその現場の実態はどうなっているかということで評価をして まいりたいというふうに考えてございまして、現地の山の斜面の傾斜とか河川の勾配、あとは、地すべりの箇所であれば、そういう兆候が見られるかどうかというものを、実はこれは今までも評価をしていたわけですが、その点数に重点を置く。今までの配点の倍にすることによってこういう直接的な原因であるものを評価して、危険度の高い地域から事業を実施していきましょうということで見直しをしてまいりたいというふうに思います。

もう一つ、公共施設等、「福祉・公共施設の有無」というのも、実はこれについては従前から評価をしていたんですが、一部、位置づけとこの必要性・効果の部分で重なっている部分がありましたので、それを統合して、こちらの必要性・効果のところで評価をしてあげるというふうに項目の整理を行ったというものでございます。

最後 3点目、実施環境の評価でございますが、これについては、地元の状況、地元の市・町、あと地域住民の方の意思を反映するために、その配点法に重点を置くこととしてございます。これについては今までも評価をしていたんですが、その配点を高くするということによって事業が効率的に実施されるというようなことを図ってまいりたいというふうに思ってございます。

また、この写真でちょっと書いてあるのは、そういう地域の方々のご協力を得るために、 私どもとしては、先ほどちょっとご説明しました山地災害危険地区のマップを公民館に掲 示するなど、地域住民の方に私どものほうからも積極的に情報を提示し、理解を求めると、 そのようなこともしているということでご紹介をさせていただいたものでございます。

以上が治山事業の評価マニュアルの変更点でございます。

続いて、林道事業についてもあわせて説明をさせていただきたいというふうに思います。 林道事業につきましては、森林の整備を進めるために下流域の市・町から山に伸びる道 をつくるというものでございます。特に最近、地球温暖化対策等で森林の整備、または山 から持ち出した木を生活の中で生かしていくということで、それも二酸化炭素のことにつ ながるというふうに言われている中で、やはり森林の整備を積極的に進めていくことが必 要だというふうに考えてございますし、そういう中で林道の重要性というのはますます高 まっているというふうに考えてございます。

一方で、実は林道の問題点としては、林道は、県なりでつくったものについても、その後の維持管理については実は市・町にお願いをしているところでございます。この市・町に維持管理をお願いしているんですが、市・町も財政状況が厳しくなっている中で、つくった後の維持管理が十分にできていないんじゃないか、そういう点も今後その事業評価の項目に加えるべきじゃないかということ。これは昨年度の事後評価の場でもご指摘をいただいたところでございますので、その点について、今回、評価マニュアルの中でも、「施

設(林道)の管理」という部分の中で点数の上積みをしてまいりたいというふうに思います。

具体的には資料No.4-2の最後の 5ページになります。これまでも地域住民による維持管理というものは評価の対象にしていたんですが、これを今までの配点の倍にするということで、地域住民の方々による維持管理への参加を推進してまいりたい、維持管理を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、林道事業と治山事業の新規評価マニュアルの変更についてのご説明です。よろしくお願いいたします。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の変更点について、治山事業と林道事業の 2つについて、どちらからでも構いません。基本的には同じようなことだと思いますけど、先ほどおっしゃったように、地元の問題等について少し点数を上げましょうということと、新しい項目を、どちらかというと、前の砂防・地すべりに合わせたような形で適合させていきましょうと。そういう形で、どちらかというと、砂防・地すべり対策・急傾斜崩壊対策事業と治山事業を大体整合して合わせてきたという見方もできますが、いかがでしょうか。

鳥井委員 お尋ねします。新規評価マニュアルの最後の7ページなんですけれども、地元からの皆さんのご意見を聞きましょうということで点数が60点、40点、0点となっています。これは、近隣住民全員にお話を聞いて、その全員から要望があった場合には60点というふうになるんですか。それともパーセンテージで60点、40点、0点に評価されるんでしょうか。

荒牧委員長 どういう評価をされるかはわかりますか。

鳥井委員 ここに住む皆さん全員に聞くということが想定になるんでしょうか。

箕輪森林整備課長 そうですね、ここで想定している地元関係者というのは、地権者、 山を持っている方、またはその流域というか、もし発生したときには被害が及ぶであろう 方々、そういう方々についてある程度限定されるわけですけれども、その方々の要望、あ る意味すべての方から要望があればということです。

鳥井委員 そうしたら、10件中10件あれば60点ということですか。

箕輪森林整備課長 そういうことです。

鳥井委員 じゃ、それが 9件だったら40点というふうに評価が下がっていくと、そういうような感じなんですね。

箕輪森林整備課長 そうですね。一部の方、地権者の方の反対があるとやっぱり工事が 進まないとかということも想定されますので、私どもとしては事業を進めるという…。

荒牧委員長 林道事業というのは地元負担があるんでしたかね、ないんでしたかね。地元負担という概念があるんですが、農林事業というと、大体地元負担が幾ら、何%とかいうのをよく聞くけど、林道はどうなんですか。

箕輪森林整備課長 ないです。

荒牧委員長 これは治山。

箕輪森林整備課長 これは治山です。

荒牧委員長 林道のほうは。

箕輪森林整備課長 もないです。市・町はありますけれども、いわゆる所有者さんの 負担というのはないです。

荒牧委員長 ほかに何かありませんか。

齋藤委員 今度、私、鳥栖のほうの農林事務所に金曜日に挨拶に行くことになったんですけど、森林交流隊というのがあるんです。時々話を聞きますけど、今もおっしゃったように、つくってしまったら地元に経過的なお手入れというのはお願いしたいということなんですけど、その辺についての補助とか、いろいろお助けというのは何かあるんですか。今はほとんどボランティアでやっているような感じなんですか。

箕輪森林整備課長 いや、市・町に対してはそういう維持管理に対する交付税措置というんですか、そういうものはあるんです。あと、実際、災害とか大きなものになったときには国庫補助事業でそういう復旧というのはできる。

齋藤委員 そうしたら、保安林とかの維持管理の伐採とか、そういうものに対しては、 ボランティアじゃなくて、経費が出ているわけですね。

箕輪森林整備課長 すみません、私が先ほどご説明したのは林道のほうだったんですが、 保安林の場合は水源涵養機能とか、そういう機能を果たさなければいけない森林でありま すので、もし手入れがされていなくてそういう機能が低下するおそれがあれば、それは県 のほうで整備をするということはありますし、実際やっております。

齋藤委員 そうしたら、今、鳥栖のほうでやっている森林交流隊の。

箕輪森林整備課長 それは一般の方が持っているいわゆる保安林以外の森林だというふうに。

齋藤委員 農林事務所さんも一緒なんですよね。それで、時々あそこで話し合いがあったりして。

箕輪森林整備課長 あれは環境林ということで今やっているものかもしれないですね。 齋藤委員 ああ、そうですか。何かそれで今度入ってくださいと言われた。何をするの かはわかりませんけど、ハイハイと言いましたけど。

箕輪森林整備課長 先ほどの保安林とこれは全く別で、県内10カ所に今、環境林という ものを県のほうで設定をさせていただいております。これも目的としては保安林と似たよ うなものですけれども、やはり水源の涵養、鳥栖のほうで言うと河内ダムの上流域とか、 ああいう地域とか、あとは…。

齋藤委員 指定地域。

箕輪森林整備課長 そうですね。県にとって重要なところを指定して山の整備をしていこうというものです。山の整備をするときに、今後は地元の方の意見も十分に聞きながらということで、地域の方に集まっていただいて、どういう山をつくっていきたいのかとい

うのをお聞きしているところでございます。そういう中で多分ご参加をいただけないかと いうお話が出ているのかと。

今その環境林については、ことし 4月から入れた環境税を使って、荒れた山について10年以上も手入れがされていないところは整備をしていきましょうとか、あとは地域の方にもやっぱりどこか、その後の維持管理とか、いわゆる自然に近い山に近づけたいので、スギやヒノキではなくて、いわゆる広葉樹と言われるような木を植えるときにお手伝いいただけないでしょうかと、そういうようなことでご相談をさせていただいているところもあります。

齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

荒牧委員長 ほかにありませんか。

これは、この質問じゃないんだけれども、せっかくプロの方がおられるからお聞きしたんだけど、佐賀県の森林をこれから50年ぐらい維持するのに大体トータル幾らぐらいかかるかというのははじいておられるんですか。我々がやらざるを得ない一番最低のレベルはこれぐらい、うまくいけばこれぐらいと。本当はこれぐらい、一番やりたいのはこれぐらいとかというようなレベルで、例えば森林税を導入されるということを、当然私は賛成なんだけれども、まあ500円は払っていいと思いますよ。だけど、例えば佐賀県の森を大体どれくらいどういうふうにすれば守れる、あるいはこれ以下だと守れない、どういう状態になるということを何か当然検討されて森林税を導入されてきたんだと思うわけですけど、こんな額じゃないよな、500円じゃないなと思いながら多分やられたに違いないと思いつつ、そういう見積もりというのはどういうふうに。

箕輪森林整備課長 実は 5年間緊急に整備をしなくてはいけない森林というのは、今、 佐賀県には少なく見積もっても 2万ヘクタールあると。今回、森林環境税を導入して整備 する山というのは、先ほど言った環境林に実は重点的に当てて、逆に言うと 5年間で 2,00 0ヘクタールしか整備ができない。

牟田県土づくり本部長 10倍。

荒牧委員長 そうすると、それは 5年間。

箕輪森林整備課長 木というのは成長していきますので、また次の...。

牟田県土づくり本部長 50年だったらその 100倍いただければ。

荒牧委員長 ですよね、だから 100倍ぐらいの、だけど今はそれに対して 1%程度しかできていないということでしょう。

牟田県土づくり本部長 それは丸々公費で補った場合ですね。

荒牧委員長 いいですよ、全体で幾らぐらい、これぐらいかかって、それからそれを県だけでやるわけにもいかないし、何とかもいかないから次のステップを考える、どうしようか、みんなのボランティアでできるのは、大体そのうちの 0.1% ぐらいはできるとかとやっていっても、とても手がつかないでしょう。そうすると、それは大体どれぐらい、どういうふうに見積もっておられるかというぐらいのことは出していただけると、我々が森

林税を払っていくときに、これでもまだ蟷螂(とうろう)の斧みたいなものだけれども、というふうに理解する。片方ではこういうふうな形で林道をつくっていく、それの桁はポンと上がった桁ですよね、何十億というオーダー。またそれも場所をずっとやっていくとどれぐらいかかるのかとかというようなこととか。森に対しては、皆さん必要性は十分理解しているから応援していいんだけれども、それの見通しというか、シナリオというか、そういうのがなかなか示されないので応援しにくいという部分があるんですよね。

齋藤委員 みどりの基金もそうですね、絶対に出さないといかん。

荒牧委員長 だから、必要性はわかるんですよ、それからその大事さもわかる。だけど、 どうするのというのは我々にはなかなかわからない。だから、ずっと悪くなっていくんだ ろうなと、幾ら森林税をちょっとずつ払っていっても、どんどんどんどん悪くなっていく んだろうなという。

年田県土づくり本部長 いや、県は、いつかよくなってほしいと、業として成り立ってほしいと思っているんです。これは外材をとめさえすれば、結構、日本の米と一緒で見通しはあるとは思うんですね。公費を全然投入しないでいいかどうかは別にして、少なくとももう少し業としてですね、材木を売って、また山に木を植えて伐採してというのが業としてある程度成り立つと、赤字にはならんという状況になってほしいと。今が一番苦しいときだろうというふうに見ていますけどね。

荒牧委員長 それは、本部長は、いつかその時代が来ると、食糧と同じように。僕は村田先生の教え子なんですが、食糧については先生の危機説を信じて疑っていないんだけど、そのうち来るよとかとおっしゃっている。

年田県土づくり本部長 ここ最近、国産材は必ずしも外材に負けていない、値段的にですよ。

箕輪森林整備課長 自給率というのは若干ずつ上がっているんです。

荒牧委員長 逆に言うと、例えば宮崎とか鹿児島では乱伐が始まった。佐賀ではそうないんですか。

箕輪森林整備課長 佐賀はないんです。

荒牧委員長 いつか森の話は、皆さん興味があるし、あれなんだけれども、何かわかりやすくそういうことを言っていただけると、一番いいテーマ、県民が団結しなければならないという点で非常にいいテーマだと思うんですよ。水の問題とか森の問題とかというのは一致してやらないとできないよねという、ついでに私がやっている有明海の問題とか、そういうのは県民が一緒にやっていくといういいテーマなので、見通しとか、今、牟田さんが言われたみたいな方向性とかいうのを出していっていただけると、やみくもにやるだけじゃなくて、いつか自立していけるようなという今の言い方を信じることにして、という感じがするんだけど、ぜひ何かそういうのもしていただけませんかね。私たちの委員会が言う話ではないんだけど、プロの方がおられるから、ついでに言っておきますけれども。

ほかにありませんか。よろしいですか。これは妥当な変更だろうと思いますので、お認

めいただいてよろしいでしょうか。

それでは、新しいマニュアルでまた今度の事業について評価をお願いしたいと思います。 それでは、何かほかにありませんでしょうか。今度、もう総括とかいうのはやめて、再 評価のやり方についてというのをどうしましょうか。説明されますか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 「その他」で。

荒牧委員長では、ちょっと「その他」のほうから先にやってください。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 それでは、平成20年度の再評価にかかわる委員会と現地調査についてお知らせをしたいと思います。

その開催時期につきましては、一応10月の下旬から11月上旬あたりをめどに考えております。昨年度は再評価箇所が21カ所で 2日間の審議、それと現地調査を行ったわけなんですけど、基本的に本年度も同じような形で行っていきたいというふうに思います。

しかしながら、本年度の再評価箇所が全体で53カ所ありまして、 2日間で審議をしていただくにはちょっとタイトなスケジュールになるので、一応海岸保全事業が10地区あります。河川事業関係が11地区、それから道路関係事業が27地区ありますので、事業内容がほとんど似通っていますので、とりあえず全部、再評価の資料作成はするんですけど、前もって委員さんのほうに資料を送付いたしたいと思っています。その資料を見られて、この地区をちょっと説明していただきたいというようなものをアンケートの形でとらせていただいて、説明箇所は絞らせていただきたいというふうに思っています。一応そのアンケートを受けて、荒牧委員長さんのほうと相談をして説明箇所を決定していくというようなことで考えておりますので、よろしくお願いします。

それから、詳しい日程については、再度、委員の方と調整をさせていただいて、また後 ほど日程はお知らせしていきたいというふうに思っています。

以上です。

荒牧委員長 よろしいですか。50何カ所聞くほうも大変だし、しゃべるほうも大変だし、 1日で終わらないというのもあれなので、事務局のほうと相談をして、資料はつくられる そうですので、皆さんに見ていただいて、その中から、ここの部分についてはちょっと問 題を感じるので説明をお願いしたいという箇所を委員の皆さんから選んでいただくという 形にしたいと思います。

それからもう一つ、ダムの話でしたかね、有田川、あれは私たちのところでどうしていたんですか。ちょっと事情を説明していただけませんか。ペンディングにしていたんですかね。保留の状態になっているんですかね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長はい。

荒牧委員長 そのことについてはちゃんと説明をしていただくということで、そのことは、この委員会が保留にしているものは自動的に説明をいただくことにして、それ以外については、委員の皆さん方のほうから聞いてみたい、あるいは聞きたいというような箇所を選んでもらって、時間内におさまる程度の箇所数を決めて、あとのことについては事務

局の評価に任せるという形にしたいと思いますが、よろしいですか。

そういう形で進めさせていただきますので、ちょっと早目に皆さんのところに資料が来ると思います。しかも50何カ所ですので相当分厚いものがやってくると思いますけれども、それを読んでいただいて、こことこことここの話を聞かせてほしいということを言っていただければ、実際にその仕事に当たっておられる方から説明を聞くことができるという形で進めたいと思います。せいぜい 1時半から 5時ぐらいまでですので、その時間内におさまる程度の数にしてやりたいと思います。よろしいでしょうか。そういう形で進めさせてください。

それで、この中に「委員長総括」というのがあるんですけど、私は新規事業評価というのは、先ほど言ったように、我々が新規事業評価をするつもりはありませんということは申し上げております。それは皆さん方の責任において新規事業評価をやって、新規事業を決定する。ただし、それを県民にわかりやすくその透明性を高めるということを我々がお手伝いする。そして、それが大体妥当な線でおやりになっているようですよということをオーソライズすることの一翼を担うということになるんだと思うんです。

ですから、一番大事なことは、どう決定したかということよりも、県民にどうわかりやすくやっていくかということのほうにあると思うんですよね。これは、再評価事業がスタートした時点から、その当時の委員長だった高田先生が、むしろ新規事業なのではないかと、それを、なぜこういうのが選ばれていくのかということを県民にわかりやすくしてほしいということからやられて、これは多分そんなにたくさんの県でやっておられない、佐賀県の独特のやり方だというふうに聞いています。ですから、そういう志というか、そういうのを透明の中でやっていこうという考え方は非常に評価できるので、それを我々はお手伝いできればいいかなというふうに思います。

ですから、先ほど言いましたように、そのかわり、わかりにくいのは勘弁してくださいと、そんなのはやらんほうがまし、という感じになりますので、ぜひどんどん進化させながら、どうやったら皆さんにわかってもらえるかということを工夫していただければと思うんです。

先ほど一覧表が出ました。そうすると、先ほど言いましたように、私の家のすぐ近くの整備が後回しになっているんだけど事情が何かあるんだろうなと、みんなそうやって見ていけば、何が問題で、どこから重点に置くかというのがあると思います。

それからもう一つ、どこかで工夫していただきたいのは、先ほど牟田本部長が言われたことなんですけれども、私たちは今、どんな道路、それからいろいろ、治山治水なら治山何とかということごとにやっていいですということは言っています。だけど、本質的には、なぜこの予算が道路にいっぱいついて公園のほうが少ないのというのは、やっぱり県民はそう思っているわけですよね。そのことが何かわかるような、そのことも、いつかの時点でいいですから工夫をされたほうがいいと思います。

例えば、私は、城内のあそこの東堀を早く掘ってほしいと思っているわけですよ。しか

し、道路の予算はいっぱいついて何かやっておられるけど、東堀予算というのはなかなかっかないわけ。それで、何でと聞くと、先生、吉野ヶ里が終わったらやりますとかと言っているわけですね。何でそんなことになるのと言ったら、公園の予算は公園の予算、道路の予算は道路の予算とあるから、先生、吉野ヶ里が終わったらやりますとかと言っているわけですよ。そのくせ、吉野ヶ里の一番大事な博物館はつくろうとなさらないわけですよ。この間、国がやっと、ちょこっとやろうかなと言った瞬間につぶれてしまいましたけど。だから、何でこっちじゃなくてこっちなんだろうというのはやっぱり疑問に思っている。それは県議会の仕事だということは理解していますよ、県議会の仕事で、間接政治だから。だけど、情報としては県民に教えていただきたい、なぜそういう仕掛けになるのかということはですね。やっぱりそこはそうなんだけど、先ほどおっしゃったように、せっかく牟田さんがおっしゃったから丸のみにして言っていますけど、そういう工夫も何かわかりやすくやっていただけるようにしていただけるといいかなと思います。

ですから、多分、県議会なんかでいろんな審議がされているんでしょうけれども、なぜ 東堀のところではなくて道路なのかというのは多分きっといろいろあるんでしょうよ、国 交省の補助金が全部はもらえないとか、一遍に言うなとか、吉野ヶ里が先にあるだろうと かあると思いますけど、何かそういうのも少しわかりやすく言っていただけると、皆さん たちは全部優先順位を持っているわけですよ。こっちから先にやらんばくさ、と思ってい るわけだけれども、それが何でこっちのほうになるのと。また、ガソリン(揮発油)税が あるけん道路ばっかりできるっちゃろ、というふうに言われるのもしゃくだから、もう一 般財源化されますので、ぜひそういう工夫をしていただけるとありがたいなというように 思います。せっかく先ほど本部長がそうおっしゃったので、ぜひそういう工夫をしていた だければと思います。

ほかにどうぞ。この際、言いたいことを言っておきましょうよ。

愛野委員 新規のこういう評価基準というのは毎年毎年変更になっていくんでしょうか。 というのは、限られた公共事業予算というのはどんどんどんどん、先ほどの本部長のお話によると、数年前から半分になっていると。それで、さらにこれから拡大していくというのはなかなか考えにくいので、今までだったら「AAA」の評価をもらえた同じような環境でもなかなかできにくくなっていくんじゃないかなという気がするんですね。その都度やっぱりその...。

年田県土づくり本部長 評価マニュアルを変えても、評価の仕方を変えるつもりはございません。ただ、その「AAA」の「」になっても予算化できるものがだんだん少なくなってくるんじゃないかなと。

愛野委員 そうですよね、そんなときに、その都度「AAA」とか、いろんなものの情報開示をする中で、何でこれは「AAA」でずっときているのになかなか…、というのが出てくるんだろうと思うんですね。

牟田県土づくり本部長 だから、余りにそれが多くなると、やっぱり「AAA」の次に

また「ABC」と...。

愛野委員 恐らくそうですね、整備のほうはどんどん膨れ上がっていくんだけれども、 新規のほうがなかなかできにくくなってくると、「じゃ、評価基準のマニュアルって 何?」というような話になってくるんじゃないかなと思うんですよね。その辺もそろそろ 考えておくべきだろうと思います。

牟田県土づくり本部長 評価「」を「AAA」の「」ランクにして、「」ランクのものは9割方大体予算化できるというような状況じゃないとちょっと説明しにくいかなとは思っています。

愛野委員 「AAA」の予備軍が物すごくふえるんじゃないですか。

牟田県土づくり本部長 例えば「AAA」が半分しか予算化できないとかいうことであれば、もうちょっとマニュアルを厳しくするとかですね。

愛野委員 あと整備系でも、さっき橋梁のところがあったんですけれども、あれと耐震 というのは何かリンクしているんですか。

牟田県土づくり本部長 今、補修では耐震補修はあったんですかね。

小野県土づくり本部副本部長 耐震については、新しくつくるものは常に新しい耐震度でいきます。こちらの維持系のほうの橋梁の補修関係では、耐震にも結構お金がかかるんですが、その都度耐震度も上げていくというような形の補修をやっていくと。

愛野委員 補修じゃやっぱり限度があるんですかね、いわゆる最新の耐震基準をクリア するという意味ではどうなんですかね。

小野県土づくり本部副本部長 確かに限度はあります。ですから、新しいものですと、その耐震にするために桁と下部工をきちっとつないでおくとか、そういう基準になっていますけれども、既に今かかっているものについてはなかなかそういうことができないものですから、逆に下の橋台のほうを広げて落ちないようにするとかという形でしますので、どうしてもできるのには限度はありますけれども、できるだけそれに対応するようにしていくと。

荒牧委員長 耐震をまともに国のレベルに合わせると金が幾らあっても足りないし、今の設計基準が間違っているんですよ。私は専門家ですけど、佐賀はもうちょっと違うやり方でやっていいと僕は言うんだけれども、全国一律で決まっている道路橋示方書というばかな示方書があるものだから、その示方書のために佐賀県はたくさんお金をつぎ込まざるを得ないというふうに私は思っているんですよ。それは幾ら言っても認めていただけないと思いますけど。ただ、耐震補強というのを本当に国のレベルでやろうとすると大変なので、先ほど言われたみたいに、落橋防止という、橋がズドンと落ちないようにするというところからスタートしていくというのが妥当なやり方だろうと思いますので、それを大体終わらせられればその次のステップに行けばいいというふうに思いますので、ぜひそこからスタートされればいいかと思います。

この間出ていましたけど、30年間の間で震度 6弱が起こる確率が一番低いのは佐賀県で、

佐賀県は0.06%、静岡県は80%。ですから、その点で言うと、佐賀県というのは、地震についてはちょっとぼんやりしていても構わないんだけど、少なくとも高潮と洪水だけはだめよとずっと言っています。そこについては確かに、ちゃんとやりなさいというふうに言っていますので。

寺田県土づくり本部副本部長 国の基準がオールジャパンのスタンダードになっている からですね。

荒牧委員長 耐震はちょっと特殊性があるからね。

齋藤委員 学校関係は大体耐震。

荒牧委員長 学校関係はやらないといけない、法律ですから。

牟田県土づくり本部長 建物は平成29年度までに。

寺田県土づくり本部副本部長 耐震化計画は27年。

荒牧委員長 27年。あと 8年か 9年。

齋藤委員 既存の学校関係は全部強化していくんですか...。

荒牧委員長 それも、唐津とか鳥栖とか何とかとか、地盤を見ながら優先順位をつけていけばいいんだけど、やっぱりみんな、佐賀市はどう、鹿島市はどう、何とか市はどうと新聞に書かれるでしょう、だから、みんな平等にやらないかんわけです。僕はどっちかというと、北のほうと鳥栖のほうから先にやって、軟弱地盤はしばらくほっといていいよと言っているんだけど、そうはいかんとですたいね。

牟田県土づくり本部長 学校だけじゃなくて、公共施設も全部なんですよね。

荒牧委員長 大学はしばらくやれない。今補修しているところは全部やっていますけど。 ほかにどうぞ、何かこの際。

川本委員 耐震ですけど、きのうかきょうでしたかね、福岡か佐賀で小学校の天井が雨で落ちたというのがありましたね。天井が落ちたというのは、結構、大雨に対処できないんです。ですから、こういうマニュアルの順位もでしょうけど、こういうふうに気候変動で、津波とか、雨とか、地震だけじゃなくても、そういうことでも少し優先順位が変わってくるということが今後はあるんでしょうね。

年田県土づくり本部長 今でも多分、新規事業の採択はかなり安心・安全のほうに振れているんですよ。都市基盤の整備とか利便性を向上するということよりも、むしろ崩れたら人命が危ないとか財産が危ないとかいうところにかなりシフトしているんですよ。だから、道路もどちらかというと安全施設ですよ。

古賀委員 交通安全ですね。

牟田県土づくり本部長 歩道をつくったり。

荒牧委員長 事務局にお返ししていいですか。

坂本県土づくり本部副本部長 本日は、本当にお忙しい中お集まりいただきまして、新 規箇所評価の取り組みなどにつきまして貴重なご意見をいただきますとともに、また新規 評価マニュアルの変更につきましてご審議いただきまして、まことにありがとうございま した。

本日の委員会はこれをもちまして終了させていただきます。本当にどうもお疲れさまで した。

(閉 会)